

新型コロナウイルス 5 類引き下げに伴う施設の対応について

新型コロナウイルス感染症が、5月8日に、感染法上の位置づけが、2 類相当から季節性インフルエンザなどと同じ 5 類に変更されたことを受けて、神河町町民温水プールでは下記の要領で対応させていただきます。

- 受付業務等のお客様への対応の際従業員はマスクを着用します。
- 受付窓口のビニールカーテンは設置しています。
- 検温機器は引き続きロビーに設置していますので、ご自身の体調管理にご自由にお使いください。
- 館内数か所に消毒液を設置していますので、ご自由にお使いください。
- 観覧席を開放します。譲り合ってご利用ください。
- ロッカーキーは受け渡しを継続します。

スイミングでは・・・

- ロッカーに限りがございますので、子どもたちの手荷物はプールサイドで管理します。
- 指導員の指導中のマスクの着用においては、コーチ自身の判断に委ねることとします。
- 引き続きスクール前の体調管理をお願いします。